

令和 7 年度前橋市教育支援教室等利用者支援事業補助金交付要項

令和 7 年 7 月 1 日から適用

令和 7 年 7 月 23 日一部改正

取扱担当課

前橋市教育委員会事務局教育支援課（総合教育プラザ 1 階）

電話 027-212-4039（直通）

027-230-9091（代表）

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	不登校支援施設（以下「施設」という。）を利用している児童生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図ることを目的とします。
内容	補助対象者 次の要件を満たす者を対象とします。 【要件 1】居住地に関する要件 次のいずれかに該当する児童生徒の保護者 (1) 市内に住所を有している。 (2) 市外に住所を有し、前橋市立小・中学校への区域外就学を認められている。 【要件 2】就学援助に関する要件 施設の利用期間において、次のいずれかに該当する保護者 (1) 生活保護法の規定による保護を受けている。 (2) 前橋市又は居住する自治体の就学援助制度による援助を受けている。 【要件 3】暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

交付申請の手続等	交付の対象となる事業及び経費	補助対象経費は、児童生徒が次の施設へ通所した際の交通費相当分とします。 1 前橋市が設置する教育支援教室 2 「令和7年度群馬県フリースクール等支援事業補助金」の採択を受けている施設 3 その他市長が認めた施設								
	交付金額	1 交付金額は、自宅から施設までの直線距離に応じて、1 kmごとに50円とします。 2 交付金額は、日額の上限額を500円、月額の上限額を10,000円とします。 3 自宅から施設までの直線距離に1 km未満の端数が生じる場合は、端数を1 kmに切り上げて交付金額を算出します。								
	交付条件	1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。								
	交付申請の方法、時期等	下表の申請期限までに、交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号）に必要事項を記入し、施設が作成した通所記録を添えて、児童生徒が在籍している小・中学校（以下、「在籍校」）又は前橋市教育委員会事務局教育支援課へ提出してください。 なお、押印は省略することが可能です。 <table><tr><th colspan="2">申請期限</th></tr><tr><td>1回目</td><td>令和7年9月19日</td></tr><tr><td>2回目</td><td>令和8年1月20日</td></tr><tr><td>3回目</td><td>令和8年4月15日</td></tr></table> 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。 【注】施設利用期間に、土日祝日及び長期休業日は含まれません。	申請期限		1回目	令和7年9月19日	2回目	令和8年1月20日	3回目	令和8年4月15日
	申請期限									
1回目	令和7年9月19日									
2回目	令和8年1月20日									
3回目	令和8年4月15日									
交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。									
請求の方法、支払時期等	1 交付決定通知書兼補助金額確定通知書において補助金額が確定した後、補助金交付請求書（様式第4号）により請求してください。 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。									

	対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続	施設利用期間の途中で次の変更が生じた場合は、交付申請書兼誓約書兼実績報告書の変更事項記載欄に詳細を記載してください。 1 住所を異動したとき 2 在籍校を変更したとき 3 生活保護又は就学支援の受給を受けなくなったとき 4 その他、申請内容に変更があったとき
	交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額
様式	申請書等の様式	1 交付申請書兼実績報告書兼誓約書（様式第1号） 2 交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号） 3 不交付決定通知書（様式第3号） 4 補助金交付請求書（様式第4号）